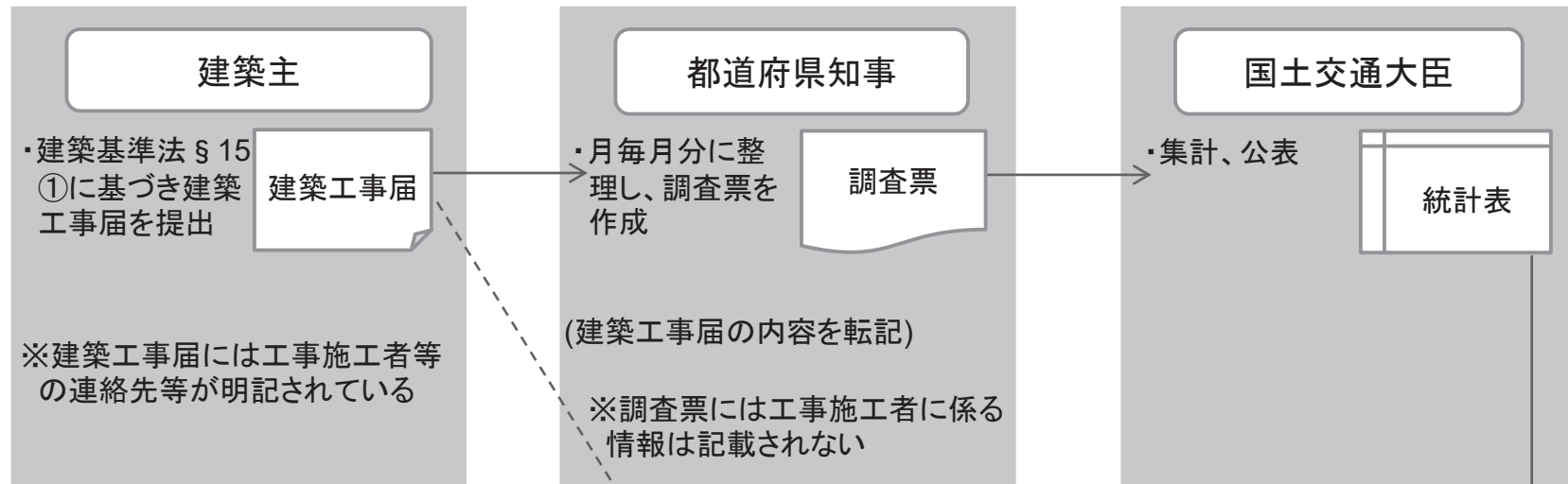


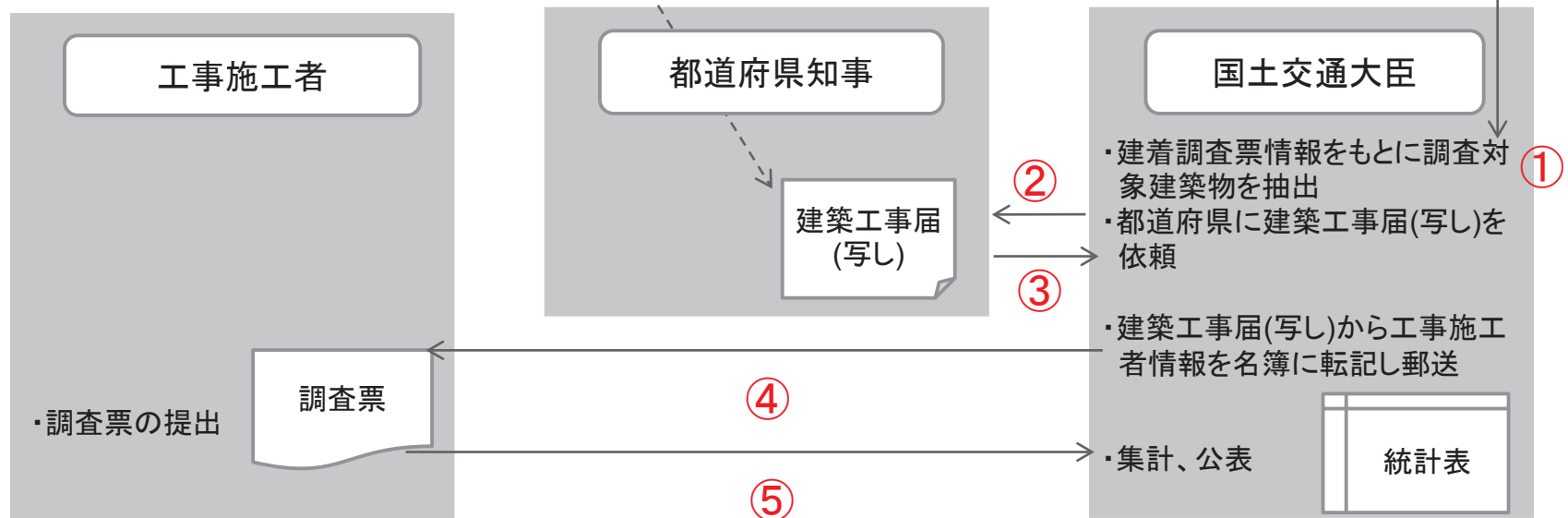
国土交通省 説明資料

建築工事費調査 調査フロー

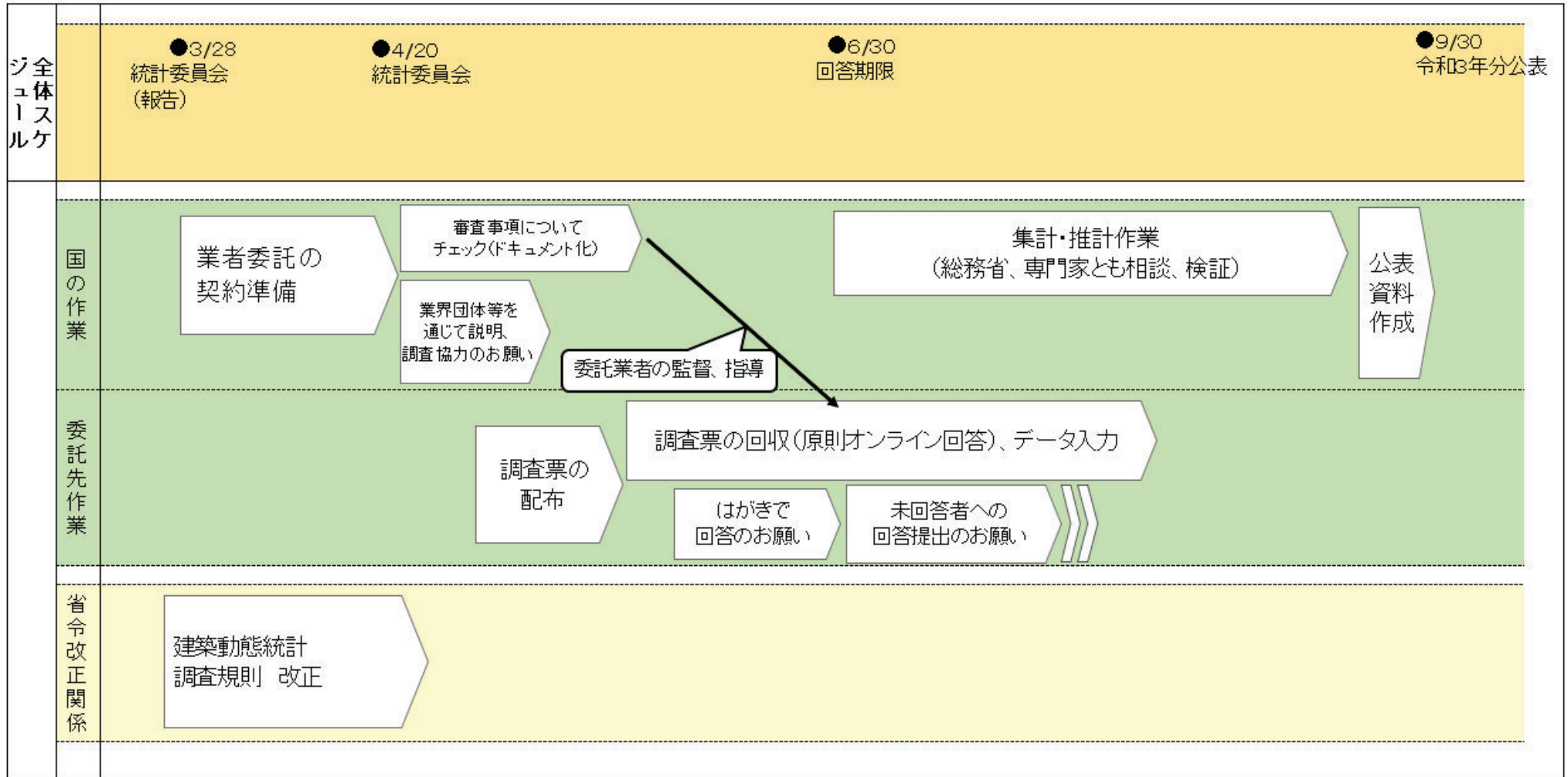
■ 建築物着工統計調査・住宅着工統計調査(全数調査)



■ 建築工事費調査(抽出調査)




今後の作業スケジュール【案】(令和3年分)



＜前回承認の際、建築工事費調査を実施等する際に対応すべき課題としてあげられた事項＞

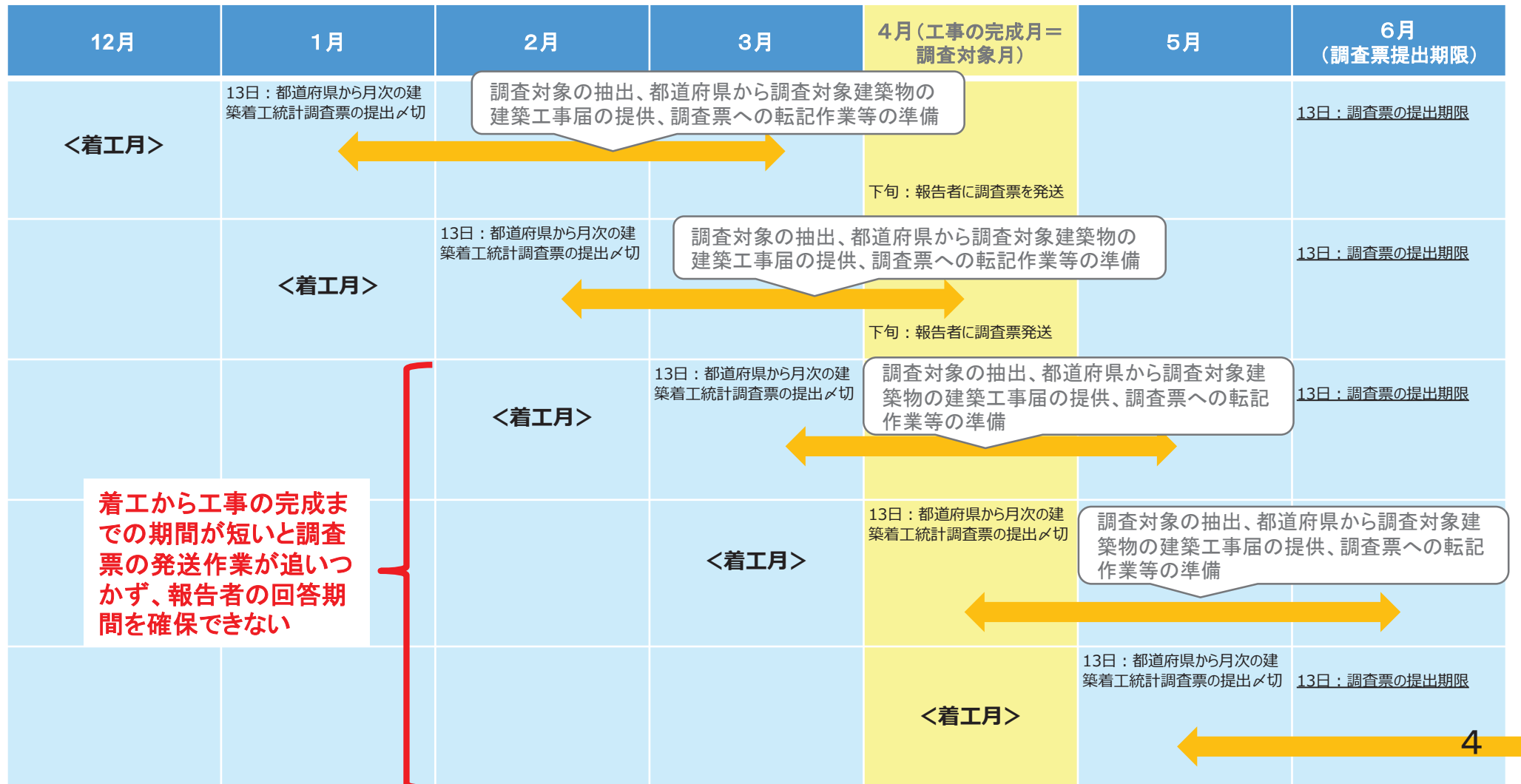
- 変更後の調査票の様式では、調査対象となる建築物を特定するための欄等が設けられておらず、誤報告の発生や審査業務への影響が懸念されるため、調査票に調査対象の建築物が特定できる情報を明記する等、円滑な調査の実施に向けた適切な措置を講じること。

- 
- 報告者に郵送する書類として、
 - ・調査対象建築物ごとのIDと紐付いているオンライン回答用QRコード付きの調査依頼状
 - ・当該建築物の建築工事届
 - ・記入時の注意点等を記載した書類を封筒に入れて送付
 - その際、複数の調査対象建築物について報告を求める場合、報告者が書類を混在させないよう、
 - ・調査対象建築物ごとに封筒を分けて送ることで混在しないよう工夫
 - ・オンライン回答用QRコード付きの調査依頼状と建築工事届はそれぞれ対応関係にあり、混在させないよう注意喚起のための書類を同封することで報告者が調査対象建築物を特定しやすいよう配慮。

工事期間が短い建築物に係る調査票の提出期限の延長について①

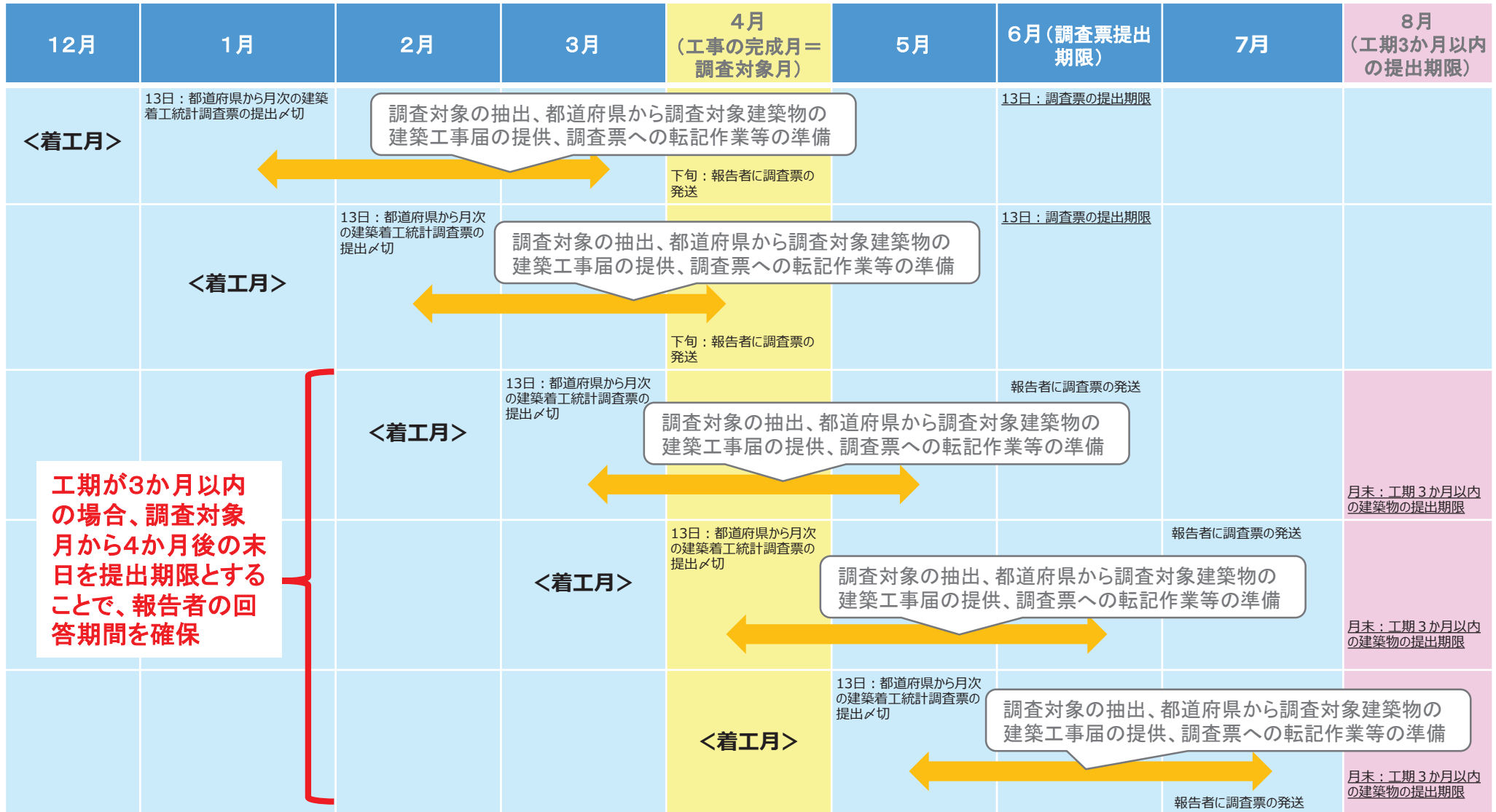
- 建築工事費調査は、調査票の提出期限を調査対象月（工事完成月）の翌々月13日に設定。報告者である工事施工者の情報は、月次の建築着工統計調査票作成のもととなる建築工事届を都道府県から取り寄せる必要がある等調査票配布の準備までに一定の時間を要するため、着工から工事の完成までの期間が短い建築物については、調査票の提出期限の延長を図る必要。

<現在の調査計画：4月工事完成月（＝調査対象月）、6月13日調査票提出期限の場合>



工事期間が短い建築物に係る調査票の提出期限の延長について②

＜変更後：4月調査対象月、6月13日調査票提出期限（工事の期間が3か月以内の場合は4か月後の月末）＞



➡ 調査票の提出期限について、「調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日」と新たに規定